北秋田市空家等管理活用支援法人指定方針

１．趣旨

北秋田市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（令和８年告示第142号。以下「要綱」という。）第３条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

２．指定の申請

要綱第３条第４号に規定する「本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は次のとおりで、いずれかの業務を実施していただきます。

（１）空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第１号関係
　　空家総合相談窓口を設置し、空家等の所有者等に対しての情報提供及び相談支援

（２）空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第４号関係
　　空家等の管理又は活用に関する調査研究

（３）空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第５号関係
　　空家等の管理又は活用に関する普及啓発

（４）空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第６号関係
　　その他、本市が必要と判断する空家等の管理・活用に関する事業

３．支援法人の指定

（１）指定する支援法人数：若干社

（２）指定期間：指定日から起算して４年を経過する日の属する年度の末日までの期間
　（例）指定日が令和８年12月25日の場合、令和13年３月31日まで

４．事前協議

指定の申請に当たっては、事前協議を行うものとします。

５．申請について

（１）申請方法

要綱第２条第１項に規定する申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。

（２）関係書類

ア 定款　（写し可）

イ 登記事項証明書（写し可）

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
オ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
カ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
キ 法第 24 条第１号、第４号、第５号及び第６号に規定する業務に関する計画書
ク 市税の滞納がないことを証明する書類（写し可）
ケ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し市長が必要と認める書類

６．指定の通知

申請の結果は、申請後概ね 30 日以内に文書で通知します。

指定については制度の趣旨等と照らし合わせて総合的に判断しますので、要件を満たしている法人からの申請であっても指定に至らない場合があります。

７．留意事項

申請にあたっては、空家等対策の推進に関する特別措置法、要綱を参照してください。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

市の補完的な役割を担うことから、公平かつ中立な運営に努めてください。

８．問合せ及び書類等提出先

北秋田市建設部建設課都市計画住宅係

〒018-4392　北秋田市米内沢字七曲 23

電話　0186-72-5246（直通）